

みんなの力で、もっとうれしい静岡県へ。

受動喫煙対策推進
マスコット

けむいモン



なくそう!

望まない受動喫煙



静岡県
生きがいと健康づくり
イメージキャラクター

ちゃっぴー

©静岡県

義務違反時には、罰則が科されることがあります。

様々な施設で、**屋内は原則禁煙**です。喫煙可能な
飲食店や事業所には「**各種喫煙室が設置**」され、
「**標識が掲示**」されています。



20歳未満の方は
喫煙可能エリアへは**立入禁止**です。